

第33回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月20日(木) 午後4時00分から午後4時50分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員(15名)

会長	15番 八木澤寛夫
委員	1番 渡邊好雄 2番 鈴木英子
	3番 福田英一 4番 君島道夫
	5番 石塚英好 6番 阿久津正一
	7番 山口榮一 8番 佐藤喜久男
	9番 平久井順一 10番 大森克則
	11番 渡邊幸史 12番 町野位夫
	13番 斎藤典子 14番 渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 非農地通知の決定について
- (4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (5) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
主幹	高 塩 康 幸
主事	湯 田 美 貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第33回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1)「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。

それでは、2番鈴木委員、11番渡邊幸史委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、2番鈴木委員、11番渡邊幸史委員を議事録署名委員とします。

議長

続いて、付議事件(2)議案第1号から第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第4班、班長8番 佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員

本日、午前10時から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法3条3件、非農地通知3件の計6件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告します。

何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

議長

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、3番 福田委員にお願いいたします。

3番福田委員

3番福田です。それでは、現地案内図の1ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

申請人は、隣接農地を平成30年に本申請と同じ譲渡人から農地を購入しましたが、更に隣接地を購入し経営規模拡大を目指しているとのことです。申請者は父親と共に認定農業者であり、担い手への集積が見込めるため、推奨すべき案件と見てまいりましたが、皆様の慎重審議お願いいいたします。

議長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、3番 福田委員にお願いいたします。

3番福田委員

3番福田です。それでは、現地案内図の2ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

譲受人は、申請地の周りをすべて所有しており、その息子が耕作しております。申請地である農地は、その譲受人の農地に四方を囲まれ、譲受人が所有している農地を通らないと出入りができない状況にあります。土地を取得し、隣接農地と一体として利用するのは、自然の流れかと思われます。また、息子はさくら市在住ながら、矢板市の認定農業者となっており、担い手への集積が見込めるため、推奨すべき案件と見てまいりましたが、皆様の慎重審議お願いいいたします。

議長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、8番 佐藤委員にお願いいたします。

8番佐藤委員

8番佐藤です。それでは、現地案内図の3ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

貸付人は、申請地を昨年末、主要地方道矢板那須線の泉バイパスの用地取得に伴い、代替え用地の関係で取得しました。

しかし、経営を委譲し、農業者年金の経営移譲年金を受給しております。そのため、農地を取得したのであれば、速やかに後継者に貸し付けしなければ農業者年金の受給停止要件に当たってしまうため、今回の使用貸借の申請に至ったとのことです。

他の農地は後継者である息子に貸し付けており、本件は何ら問題ないと見て参りましたが、皆様の慎重審議お願いいいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第3号について質疑意見等求めます。

議案第3号の譲受人は那須塩原市在住となっておりますが、通いで耕作しているのでしょうか。

- 事務局 はい、そのように聞いています。
- 議長 他にございませんか。
- 議長 無ければ異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
- 議長 続いて、付議事件（3）議案第4号から第6号 非農地通知の決定について議題に供します。
- では、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 （議案書により事務局説明）
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、8番 佐藤委員にお願いいたします。
- 8番 佐藤です。現地案内図の4ページをご覧下さい。
- 【申請地の位置を説明】
- 本案件は、人・農地プランのアンケートを行った際に、一級河川那珂川水系内川の敷地内であることが判明しました。河川法指定されて固定資産税免除になっている本地を、農地として農地台帳に掲載し続けるのは問題がある思われ、議案提出に至りました。
- 皆様の慎重審議をお願いいたします。
- 議長 次に議案第5号と6号は関連がありますので一括した現地調査の詳細な報告を、12番 町野委員にお願いいたします。
- 12番 町野です。現地案内図の5ページをご覧下さい。
- 【申請地の位置を説明】
- 本案件は、人・農地プランのアンケートを行った際に、所有者より、耕作に適していない農地であるため、耕作をあきらめたため荒廃したので、止む無く数十年前に木を植えたとの報告を受けたとのことでした。
- また、議案第6号ですが、議案第5号と同じ所有者ですが、南と西と北を山林に囲まれ、議案第5号より耕作条件が悪い農地であるため、耕作をあきらめ30年以上前に木を植えたとのことでした。その際に、二つの案件とも台帳からの削除を求められたため、議案提出に至りました。現場は農地に復帰できる状況にななく、周辺農地との連帯性もないため、周辺農地への影響はないもと思われ、やむを得ないと見て参りましたが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- 議長 現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号から第6号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、付議事件（4）議案第7号から第27号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案第7号から第27号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、付議事件（4）議案第28号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、

1番 渡邊 好雄 委員の退室を求める。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案第28号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第28号が終了しましたので、1番 渡邊 好雄 委員の入室を求める。

続いて、付議事件（4）議案第29号から第30号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案第29号から第30号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
- 議長 続いて、付議事件（4）議案第31号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
- ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。
- では、事務局の説明を求めます。
- （議案書により事務局説明）
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- それでは議案第31号について質疑意見等求めます。
- （異議なしの声あり）
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
- 議案第31号が終了しましたので、1番 渡邊 好雄 委員の入室を求めます。
- 議長 続いて、付議事件（4）議案第32号から第47号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
- では、事務局の説明を求めます。
- （議案書により事務局説明）
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- それでは議案第32号から第47号について質疑意見等求めます。
- （異議なしの声あり）
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
- 議長 続いて、付議事件（4）議案第48号から第59号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
- ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、1番渡邊好雄 委員の退室を求めます。
- では、事務局の説明を求めます。
- （議案書により事務局説明）
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- それでは議案第48号から第59号について質疑意見等求めます。
- （異議なしの声あり）

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第48号から第59号が終了しましたので、1番渡邊好雄委員の入室を求めます。

続いて付議事件（5） 議案第60号 農地利用配分計画（案）に係る意見聴取について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

（議案書により事務局説明）

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第60号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・令和2年度農業委員会年間活動予定表について
- ・沢（字生袋）地内の携帯電話基地局の増設工事について
- ・株式会社ファームランドNASUについて

議長

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

それでは、以上を持ちまして、第33回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

渡邊 幸史

議事録署名委員

鈴木 茉子